２０１９年１０月４日

日本郵政株式会社

　社　長　長門正貢　様

　副社長　鈴木康雄　様

NHKに対する貴社の抗議の撤回、NHKの視聴者に対する謝罪を

求める申し入れとそれに関連した質問書

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同代表　湯山哲守・醍醐 聰

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/>

　皆様におかれましては、ご多忙の毎日をお過ごしのことと存じます。

　９月２６日以降の『毎日新聞』等の報道によって、貴社は昨年４月に放送された「NHKクローズアップ現代＋」の、かんぽ生命保険の不正販売の報道につき、何度か、動画の削除、ガバナンスの強化など「善処」を申し入れてこられたことが明らかになりました。

　しかし、長門社長は９月３０日の記者会見で、番組内容は事実であり、NHKに抗議や申し入れをしたことを深く反省していると陳謝しました。

　ところが、１０月３日の『朝日新聞』朝刊に掲載された鈴木副社長名のNHK経営委員会宛ての書簡（２０１８年１１月７日付け）では、「当方からの貴委員会へのお願いにつきましては、貴委員会にても、また執行部にても、充分意のあるところをお汲み取りいただいた」ことについて謝意を述べると同時に、鈴木氏の職歴を記しながら、「ひとりコンプライアンスのみならず、幹部・経営陣による番組の最終確認」も求めています。

　このような貴社のＮＨＫに対する抗議と干渉、続編放送に対する妨害は、かんぽ生命保険の不正販売の実態について、NHKの視聴者の知る権利を侵害するものにほかなりません。

　以上のような経過に関して、次のとおり、申し入れと質問をいたします。申し入れについては、どのように受け止め、対処されるのか、質問については、項目ごとに、書面で、１０月１０日（木）までに、別紙宛てにご回答をお送りくださるよう、お願いします。

申し入れ

　１．９月３０日の長門社長の謝罪を踏まえて、貴社が昨年来、NHKに抗議や「善処」の申し入れをしたことを撤回するとともに、NHＫの視聴者の知る権利を侵害したことについて、NHKの視聴者に謝罪するよう、要求する。

　２．鈴木副社長名のNHK経営委員会宛ての前記書簡の中で、経営委員会に対して、「番組の最終確認」も求めたのは、「放送法」第３２条が禁じた経営委員による個別の番組編集への関与・干渉を教唆するものであり、それこそ、NHK役職員に課されたコンプライアンス違反を扇動するに等しい。この点について、鈴木副社長の謝罪と当該求めの撤回を要求する。

質　問

１．長門社長が９月３０日の記者会見で上記のような謝罪をした後、貴社広報担当の木下範子執行役は取材に対し、NHKへの抗議について、「当時の状況下で行ったこと」と述べ、謝罪したり、抗議や申し入れを撤回したりする考えはないと明言している（『毎日新聞』２０１９年9月30日）。

執行役が社長の謝罪を覆す発言をするのでは、貴社のガバナンスが疑われる。長門社長の謝罪発言が貴社の真意なら、木下執行役の発言を撤回するのが当然と考えるが、どうなのか、貴社の正式の見解を求める。

　２．鈴木副社長は、これまで、NHK執行部ならびにNHK経営委員会に対する「善処」の申し入れは、NHKのガバナンスの徹底を求めたものであって、番組編集への介入、圧力にはあたらない、と説明してきた。

　しかし、鈴木氏がNHK経営委員会宛てに送った前記の書簡の中で、「ひとりコンプライアンスのみならず、幹部・経営陣による番組の最終確認」も求めていたことは、日本郵政によるNHKへの一連の抗議、申し入れの実質は個別の番組への干渉、圧力にほかならず、ガバナンス云々は口実に過ぎなかったと考えられる。こうした指摘を貴社はどう受け止めるか、見解を求める。

　３．長門社長の謝罪発言が貴社の公式見解なら、鈴木副社長の従前の言動は撤回され、謝罪のうえ、鈴木氏に対し、しかるべき責任が問われて当然である。貴社は鈴木副社長を何らかの引責処分することを考えていないのか、見解を求める。

以上